

地方債計画と地方債制度を巡る現状について



総務省

平成30年3月29日(木)

自治財政局地方債課長

長谷川 淳二

目次

- | | | |
|---|------------------|------|
| 1 | 平成30年度の地方債計画について | P 1 |
| 2 | 地方債資金について | P 28 |
| 3 | 共同発行市場公募地方債について | P 41 |

1 平成30年度の地方債計画について

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

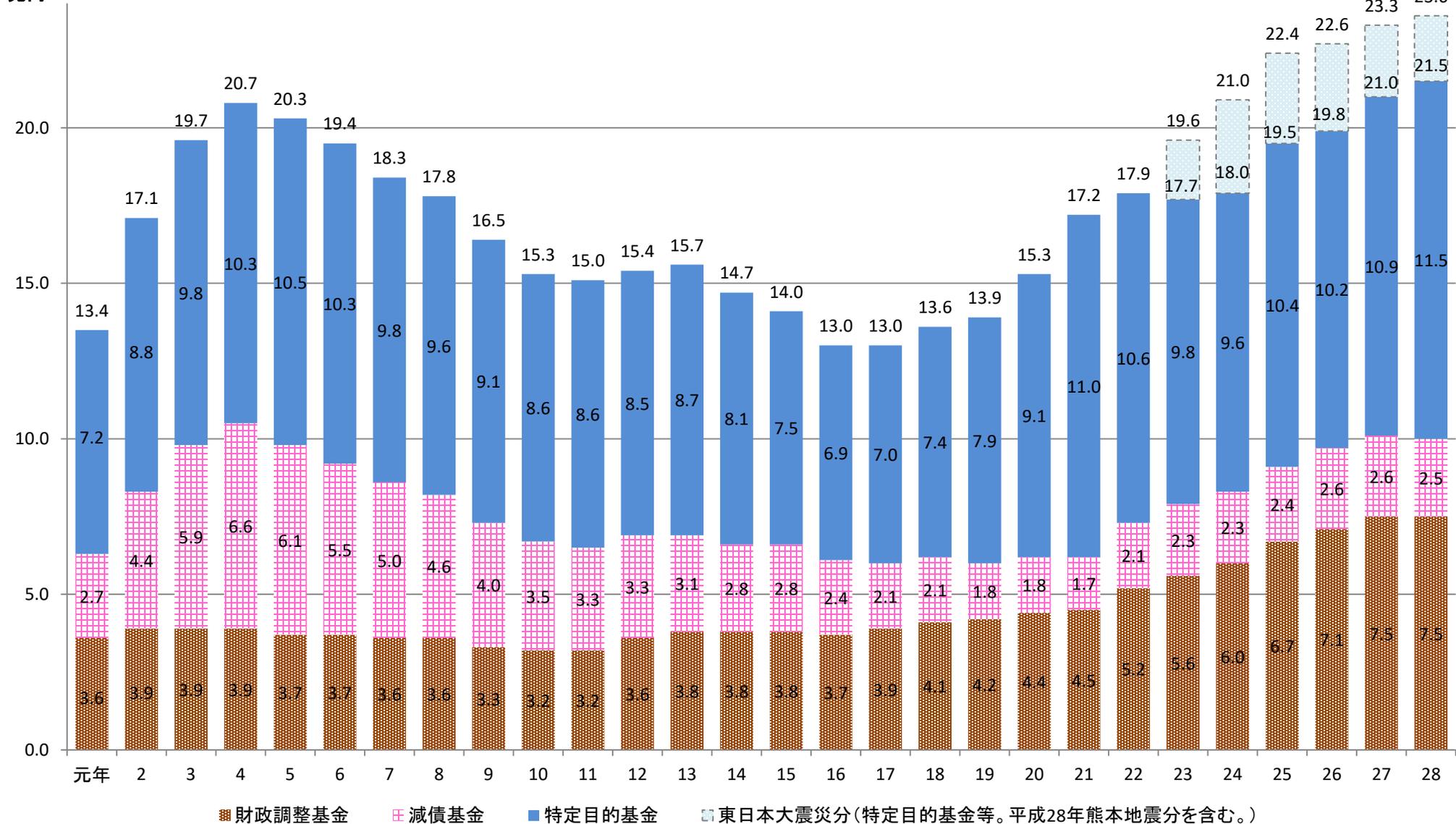
（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

【全国計】基金残高の推移

兆円



2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

<(3)基金の調査結果の概要>

残高増加(H18年度－H28年度 7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
制度的要因	2.1	0.1
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特例措置終了への備え等	1.7	0.0
将来の歳入減少・歳出増加への備え	3.1	2.5
法人関係税等の変動	0.5	0.3
人口減少による税収減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
計	5.3	2.7

○ 基金積立ての方策

→ 多くの団体が、行革、経費節減により捻出

○ 現在の基金残高の水準(残高/標準財政規模)

→ 東京都及び特別区を除き、平成に入ってから
の平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移

○ 中期的(3~5年)な増減見込

→ 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

今後の方向性

- 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、**基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。**
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
 - ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる**地方税財源の安定化が望ましい。**
 - ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、**偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。**
 - ◆ 交付団体においても、**老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。**
- **地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。**

地方団体の基金について (11月16日提出資料の補足)

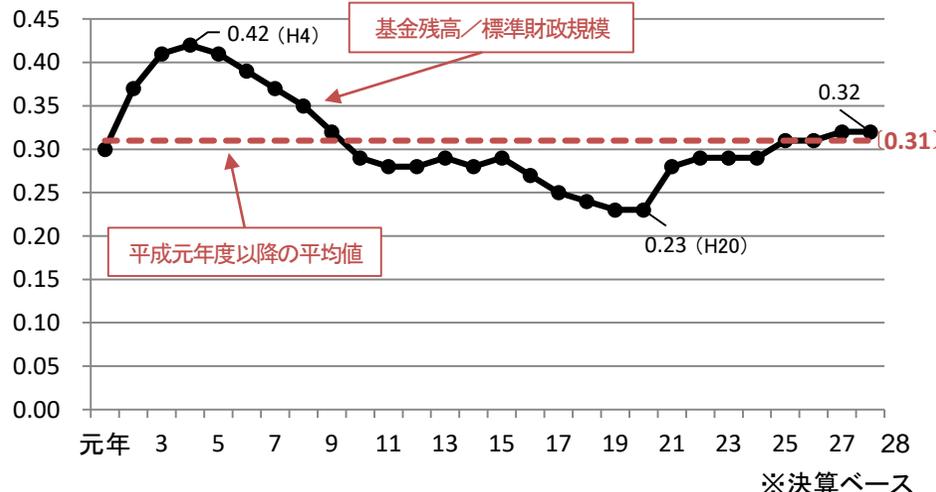
<基金残高の水準>

- 地方交付税により財源保障されている地方財政においては、赤字地方債は例外的に認められている範囲内でのみ発行が可能。歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提であり、一定水準の基金の確保が必要。
- 基金残高が最低レベルであった時期(平成17~19年度頃)は、半数以上の地方団体が給与カットを実施してまで基金を確保。多くの地方団体にとって、この時期の基金残高は必要最低限又は過小との認識。
- 現在の水準は、東京都・特別区を除き、平成に入ってから平均程度であり、近年は横ばい。

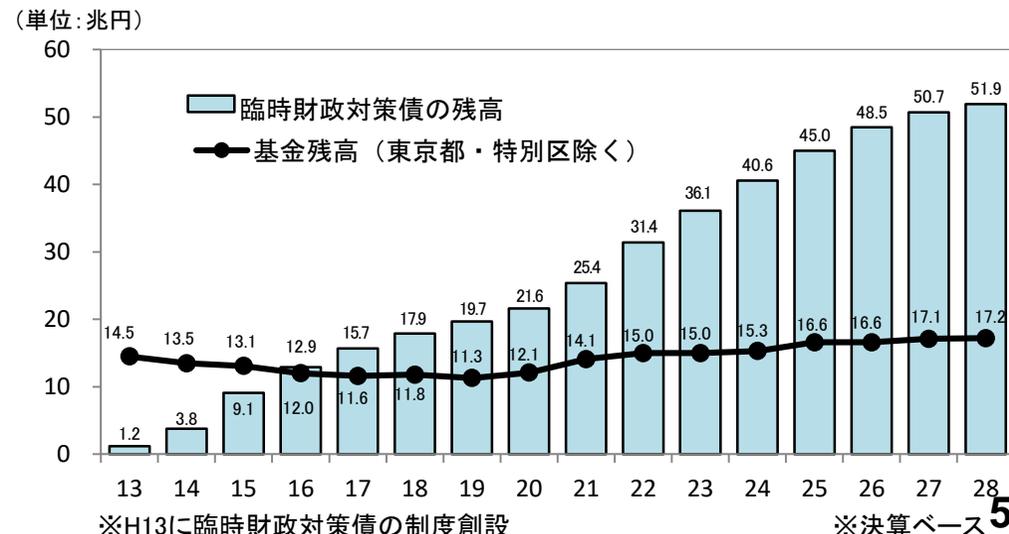
<臨時財政対策債との関係>

- 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置としての一般財源であり、臨時財政対策債と地方交付税は一体のもの。
- 多くの地方団体は、当初予算の段階において例年7月に決定される地方交付税と臨時財政対策債の見込額を所与の歳入として計上した上で、年度を通じての財政運営を実施。
- 一方、基金の最終的な積立て・取崩しの額は、財政運営の結果としての年度末の歳入・歳出全体の見込みを踏まえて決定されるもの(基金残高と臨時財政対策債の発行額に直接的な関連はない)。

【東京都・特別区を除く基金残高の水準(標準財政規模に対する比率)の推移】



【臨時財政対策債の残高と基金残高(東京都・特別区を除く)の推移】



平成30年度地方財政対策のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保
- ・ 精算減(平成28年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について16.0兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:15.9兆円(前年度比▲0.4兆円) 臨時財政対策債:4.6兆円(同+0.5兆円)

<u>一般財源総額</u>	<u>62.1兆円(前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円)</u>
<u>一般財源総額(水準超経費除き)</u>	<u>60.3兆円(同+0.01兆円、同 60.3兆円)</u>
・ 地方税	39.4兆円(前年度比+0.4兆円、前年度 39.1兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円(同 +0.1兆円、 同 2.7兆円)
・ 地方交付税	16.0兆円(同 ▲0.3兆円、 同 16.3兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0兆円(同 ▲0.1兆円、 同 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

※ 地方交付税等について、地方の基金残高の増加は影響していない

平成30年度地方財政対策のポイント②

(2) 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上（前年度比＋0.1兆円）

(3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

- ・ 平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠（前年度0.2兆円）を廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円（前年度比▲0.0兆円）を確保

平成30年度地方財政対策のポイント③

歳入歳出の概要

(単位:兆円、%)

通常収支分

区分	30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入				
地方税	39.4	39.1	0.4	0.9
地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5
地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3
地方交付税	16.0	16.3	▲ 0.3	▲ 2.0
国庫支出金	13.7	13.5	0.1	1.1
地方債	9.2	9.2	0.0	0.3
臨時財政対策債	4.0	4.0	▲ 0.1	▲ 1.5
臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7
使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.6
雑収入	4.3	4.2	0.0	0.6
その他	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	26.8
計	86.9	86.6	0.3	0.3
一般財源	62.1	62.1	0.0	0.1
(水準超経費を除く)	60.3	60.3	0.0	0.0

区分	30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出				
給与関係経費	20.3	20.3	▲ 0.0	▲ 0.1
一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.4
うち 補助	20.2	19.8	0.5	2.3
うち 単独	14.1	14.0	0.0	0.3
うち まち・ひと・しごと創生	1.0	1.0	0.0	0.0
事業費				
うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲ 0.2	皆減
公債費	12.2	12.6	▲ 0.4	▲ 3.0
維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.8
投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
直轄・補助	5.8	5.7	0.1	1.4
単独	5.8	5.6	0.2	3.2
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理	0.5	0.4	0.1	37.1
推進事業費				
公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.4
水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7
計	86.9	86.6	0.3	0.3

※精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.9兆円 (+0.3兆円)	給与関係経費 20.3 (▲0.0)	一般行政経費 37.1 (+0.5)	投資的 経 費 11.6 (+0.3)	公債費 12.2 (▲0.4)	その他 5.7 (+0.1)
		〔うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額)〕			

国・地方で折半

歳入 86.9兆円 (+0.3兆円)	国 庫 支出金 13.7 (+0.1)	地方 債等 11.1 (+0.1)	地方税・地方譲与税等 42.1 (+0.4)	臨時財政 対策債 〔元利 分等〕 3.8 (+0.4)	地方交付税 16.0 (▲0.3)	臨時財政 対策加算 0.2 (▲0.5)
					臨時財政 対策債 折半分 0.2 (▲0.5)	

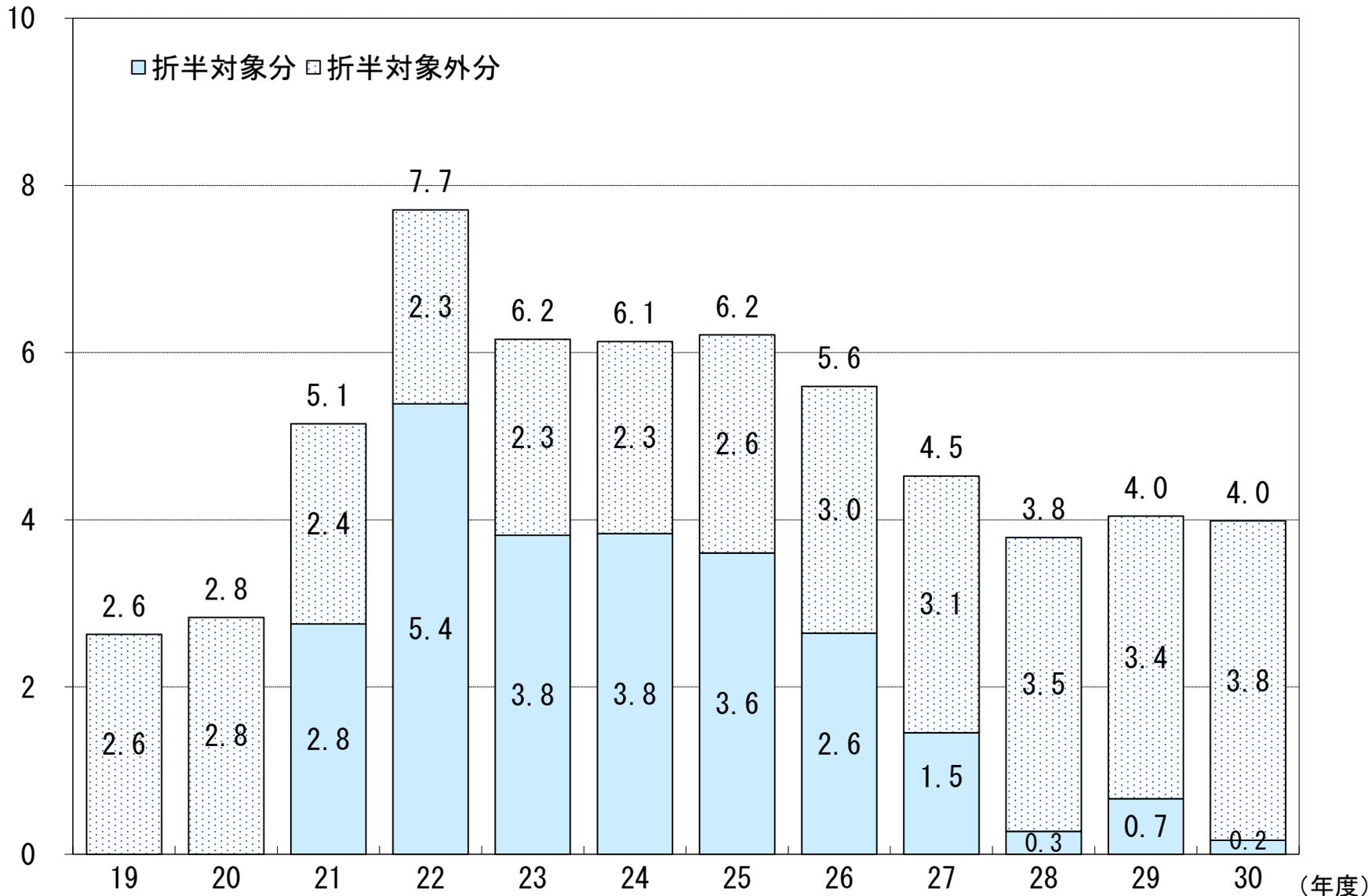
※()内は平成29年度当初からの増減額

地方一般財源総額 ③〇 62.1兆円(+0.04兆円)

- <参考> 財源不足額 ③〇 6.2兆円(▲0.8兆円)
 折半対象財源不足額 ③〇 0.3兆円(▲1.0兆円)
 臨時財政対策債発行額 ③〇 4.0兆円(▲0.1兆円)

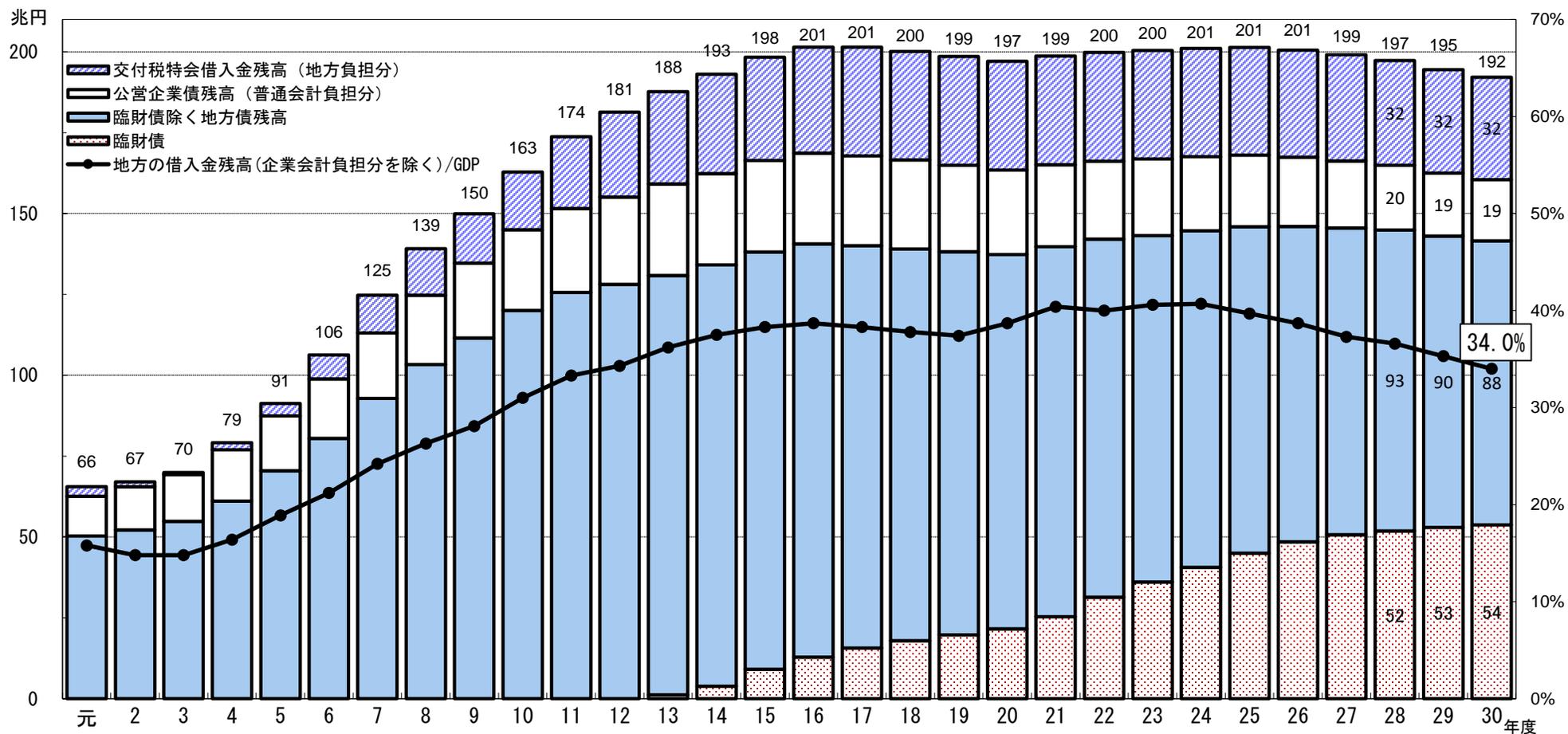
臨時財政対策債の発行額（計画ベース）

(兆円)



(※表示未満は四捨五入)

地方財政の借入金残高の状況



- ※1 地方の借入金残高は、平成28年度までは決算ベース、平成29年度・平成30年度は実績見込み。
 ※2 GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度は実績見込み、平成30年度は政府見通しによる。
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22

平成30年度地方債計画のポイント

1. 計画規模

- ・ 通常収支分については、総額1兆6,456億円（前年度比1,990億円、0.2%増）を計上。
- ・ 東日本大震災分については、復旧・復興事業として総額53億円を計上。その全額について公的資金を確保。
- ・ 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、1兆6,509億円（前年度比64億円、0.1%増）
うち普通会計分：9兆2,218億円（前年度比1,500億円、0.2%増）
公営企業会計等分：2兆4,291億円（前年度比86億円、0.4%減）

2. 臨時財政対策債の発行

- ・ 地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆9,865億円（前年度比587億円、1.5%減）を計上。

3. 公共施設等の適正管理の推進

- ・ 地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザイン化に係る事業を加えることとし、4,320億円（前年度比1,170億円、37.1%増）を計上。
- ・ 過疎地域においても、公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,600億円（前年度比1,000億円、2.2%増）を計上。

4. 財政融資資金の償還期間の延長

- ・ 辺地対策事業（義務教育諸学校施設）について、10年以内（うち据置2年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 過疎対策事業（義務教育諸学校及び高等学校施設）について、12年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長。
- ・ 防災対策事業（自然災害防止事業）について、財政融資資金を配分。

5. 地方公共団体金融機構資金の確保等

- ・ 地方公共団体金融機構資金について、地方公共団体金融機構法附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で、引き続き所要額を確保。
- ・ 過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分。

平成30年度地方債計画①

平成30年度地方債計画

(通常収支分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,130	1,130	0	0.0
3 災害復旧事業	873	873	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,634	21,927	707	3.2
(1) 一般	2,332	2,795	△ 463	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	50,734	49,884	850	1.7
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	235	123	52.3
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,298	11,904	394	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,057	25,121	△ 64	△ 0.3
合 計	75,791	75,005	786	1.0

(単位: 億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(276)	(266)	(10)	(3.8)
総 計	(276) 116,456	(266) 116,257	(10) 199	(3.8) 0.2
内 訳				
普通会計分	92,186	91,907	279	0.3
公営企業会計等分	24,270	24,350	△ 80	△ 0.3
資金区分				
公 的 資 金	45,848	46,609	△ 761	△ 1.6
財政融資資金	28,066	28,545	△ 479	△ 1.7
地方公共団体金融機構資金	17,782	18,064	△ 282	△ 1.6
(国の予算等貸付金)	(276)	(266)	(10)	(3.8)
民間等資金	70,608	69,648	960	1.4
市場公募	38,200	38,200	0	0.0
銀行等引受	32,408	31,448	960	3.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債計画②

平成30年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B) × 100	
一般会計債							
	公営住宅建設事業	30	158	△	128	△	81.0
	災害復旧事業	9	18	△	9	△	50.0
	一般単独事業	2	3	△	1	△	33.3
公営企業債							
	市場事業・と畜場事業	0	1	△	1	△	100.0
	下水道事業	12	8		4		50.0
国の予算等貸付金債		(4)	(5)	(△	1)	(△	20.0)
▶ 総 計		(4)	(5)	(△	1)	(△	20.0)
		53	188	△	135	△	71.8
内 訳	普 通 会 計 分	32	161	△	129	△	80.1
	公 営 企 業 会 計 等 分	21	27	△	6	△	22.2
資 金 区 分	公 的 資 金						
	財 政 融 資 資 金	36	135	△	99	△	73.3
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	17	53	△	36	△	67.9
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(4)	(5)	(△	1)	(△	20.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債計画③

平成30年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,476	16,443	33	0.2
2 公営住宅建設事業	1,160	1,288	△ 128	△ 9.9
3 災害復旧事業	882	891	△ 9	△ 1.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	3,391	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,245	1,245	0	0.0
(2) 社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4) 一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	22,636	21,930	706	3.2
(1) 一般	2,334	2,798	△ 464	△ 16.6
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	3,150	1,170	37.1
6 辺地及び過疎対策事業	5,085	4,975	110	2.2
(1) 辺地対策	485	475	10	2.1
(2) 過疎対策	4,600	4,500	100	2.2
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	50,775	50,063	712	1.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,389	5,043	346	6.9
2 工業用水道事業	216	247	△ 31	△ 12.6
3 交通事業	1,327	1,611	△ 284	△ 17.6
4 電気事業・ガス事業	225	202	23	11.4
5 港湾整備事業	508	509	△ 1	△ 0.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	4,614	△ 792	△ 17.2
7 市場事業・と畜場事業	358	236	122	51.7
8 地域開発事業	745	622	123	19.8
9 下水道事業	12,310	11,912	398	3.3
10 観光その他事業	169	134	35	26.1
計	25,069	25,130	△ 61	△ 0.2
合 計	75,844	75,193	651	0.9

(単位：億円、%)

項 目	平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(280)	(271)	(9)	(3.3)
総 計	(280)	(271)	(9)	(3.3)
内				
普通会計分	92,218	92,068	150	0.2
公営企業会計等分	24,291	24,377	△ 86	△ 0.4
資金区分				
公 的 資 金	45,901	46,797	△ 896	△ 1.9
財政融資資金	28,102	28,680	△ 578	△ 2.0
地方公共団体金融機構資金	17,799	18,117	△ 318	△ 1.8
(国の予算等貸付金)	(280)	(271)	(9)	(3.3)
民間等資金	70,608	69,648	960	1.4
市場公募	38,200	38,200	0	0.0
銀行等引受	32,408	31,448	960	3.1

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として58億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度地方債計画④

(参 考)

平成30年度地方債計画について

平成30年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

1 通常収支分

(1) 概況

総額は1兆6,456億円となり、前年度に比べて199億円、0.2%の増となっている。

このうち、普通会計分は9兆2,186億円で、前年度に比べて279億円、0.3%の増、公営企業会計等分は2兆4,270億円で、前年度に比べて80億円、0.3%の減となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債3兆9,865億円（前年度に比べて587億円、1.5%の減）を計上している。

(3) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大するとともに、ユニバーサルデザイン化に係る事業を加えることとし、4,320億円を計上している。

(4) 過疎対策事業の推進

公共施設の適正管理を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、4,600億円を計上している。

(5) 緊急防災・減災事業の推進

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を5,000億円計上している。

(6) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(7) 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額を計上している。

(8) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

(9) 財政融資資金の償還期間の延長等

① 辺地対策事業（義務教育諸学校施設）について、10年以内（うち据置2年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。

② 過疎対策事業（義務教育諸学校及び高等学校施設）について、12年以内（うち据置3年以内）を25年以内（うち据置3年以内）に延長することとしている。

③ 防災対策事業（自然災害防止事業）について、財政融資資金を配分することとしている。

※ ①及び②は利率見直し方式による貸付について適用される。

(10) 地方公共団体金融機構資金の確保等

① 地方公共団体金融機構資金について、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。

② 過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）について、地方公共団体金融機構資金を配分することとしている。

2 東日本大震災分

(1) 概況

復旧・復興事業として総額53億円を計上している。

(2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

平成30年度地方債計画⑤

(参考1) 通常分・特別分の状況

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
普通会計分	92,218	92,068	150	0.2
通常分	43,553	42,816	737	1.7
特別分	48,665	49,252	△ 587	△ 1.2
臨時財政対策債	39,865	40,452	△ 587	△ 1.5
財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
退職手当債	800	800	0	0.0
調 整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	24,291	24,377	△ 86	△ 0.4
総 計	116,509	116,445	64	0.1
通常分	67,844	67,193	651	1.0
特別分	48,665	49,252	△ 587	△ 1.2

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

(参考2) 地方債資金の構成内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成30年度計画		平成29年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	45,901	39.4	46,797	40.2	△ 896	△ 1.9
財 政 融 資 資 金	28,102	24.1	28,680	24.6	△ 578	△ 2.0
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	17,799 (280)	15.3 -	18,117 (271)	15.6 -	△ 318 (9)	△ 1.8 (3.3)
民 間 等 資 金	70,608	60.6	69,648	59.8	960	1.4
市 場 公 募	38,200	32.8	38,200	32.8	0	0.0
銀 行 等 引 受	32,408	27.8	31,448	27.0	960	3.1
合 計	116,509	100.0	116,445	100.0	64	0.1

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆8,800億円(前年度比1,700億円、2.5%増)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

社会基盤施設の長寿命化事業の拡充について

- 地方公共団体における公共施設等の老朽化対策をはじめとする適正管理を推進するため、平成29年度に創設した公共施設等適正管理推進事業債について、平成30年度より事業内容を拡充。
- 社会基盤施設の長寿命化事業に係る拡充内容は以下のとおり。

対象事業

(注)適債性のある事業に限る

対象施設	事業内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む) ・ 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等)の改修事業 ・ 法面・斜面对策工 <p>(注)下線部が平成30年度からの拡充内容</p>
河川管理施設(ダムを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸・堤防の改修事業 ・ 排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業(※)
砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の改修事業(※)
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防、水門・陸閘等の改修事業(※)
治山施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山施設の改修事業(※)
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業(※)
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業の要件を満たさない比較的小規模な漁港における以下の施設の改修事業 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設
農道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益面積が概ね50ha未満の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業 ・ その他の農道のうち、橋梁、トンネル及び舗装等の改修事業(※)

(参考)農業水利施設

・ 受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設の改修事業

(注)平成29年度に引き続き対象

要件

※ 国庫補助事業の要件を満たさない規模のものに限る

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

措置内容

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成30年度～平成33年度

ユニバーサルデザイン化事業について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画(以下「行動計画」という。)に基づきユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとして残していくことが必要。
- 公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進していくため、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を追加。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ)を基準財政需要額へ算入

期間:平成30年度～平成33年度

対象

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(※)
 - ※ 施設の一部を基準に適合させる事業を含む。
 - 例)車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(適債性のある事業に限る)
 - 例)授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii)及び②については、地方公共団体の定めるユニバーサルデザインの推進計画等(※)に基づく事業又は個別施設計画にユニバーサルデザイン化事業として位置付けられている事業であること。

※ ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方や取組方針を記載しているもの。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

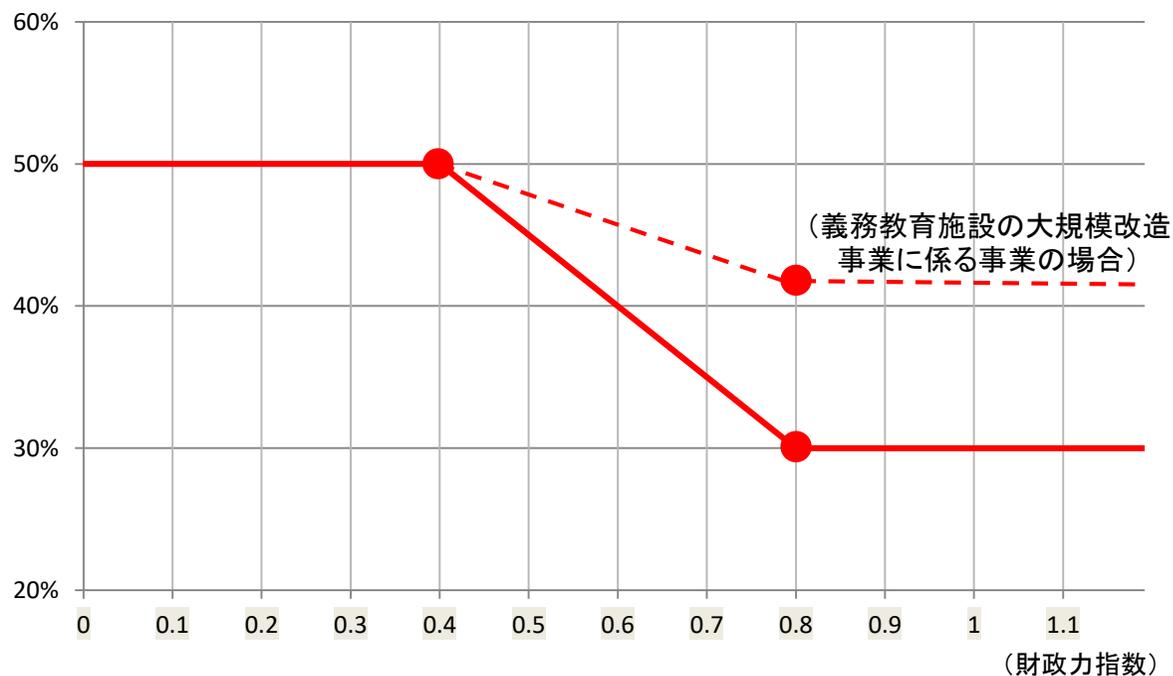
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
 - ・ 転用事業 ・ 長寿命化事業 ・ 立地適正化事業 ・ ユニバーサルデザイン化事業
 に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、**財政力に応じて30～50%**とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定。

公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

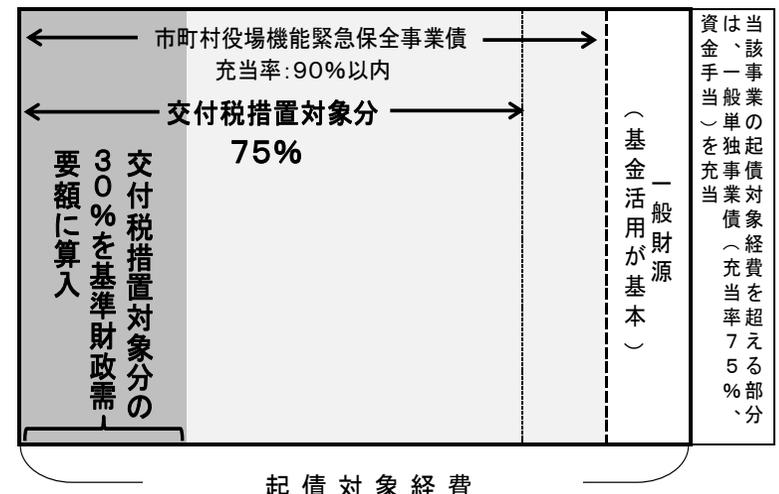
5. 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 建替前延床面積 又は 標準面積 / 新庁舎の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※用地費は、一般単独事業債（一般事業）による対応

<イメージ>



緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成30年度については5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設（地域防災センター等） ○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段 ○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設 ○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等） ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化 ○全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化 ○高機能消防指令センター（デジタル化に伴い整備するもの等） ○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○災害時オペレーションシステム 	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センターの整備
	<p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 ※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象
	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p>

（※）防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100%

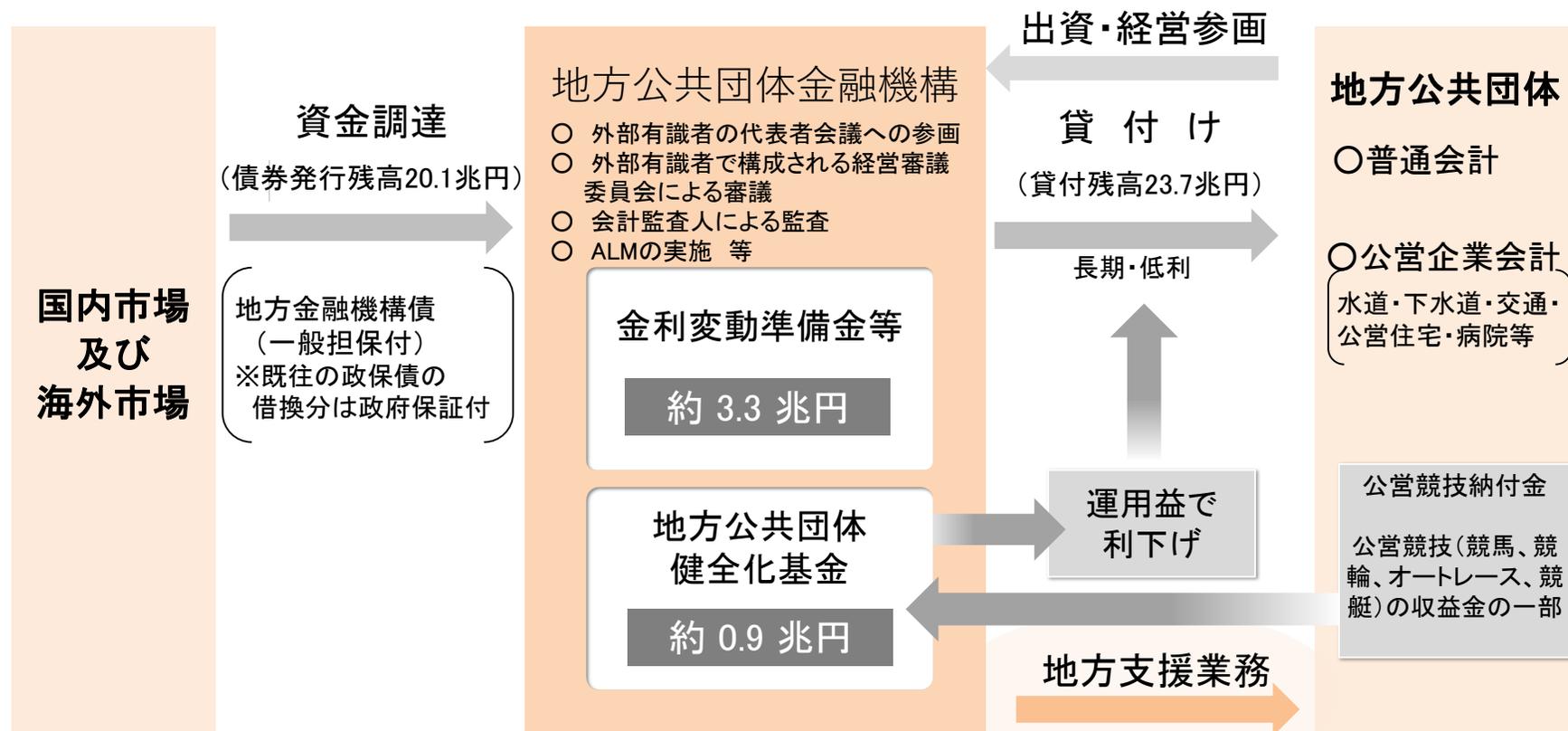
(2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度（東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続）

地方公共団体金融機構の概要

設置目的	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対し、長期かつ低利の地方債資金を融通 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援業務 		
出資	全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から約166億円（平成29年4月1日現在）		
貸付規模	1兆8,117億円（平成29年度地方債計画計上額。同計画に占める機構資金割合 15.6%）		
理事長	瀧野 欣彌	職員数	89人（平成29年7月現在）



※計数は平成29年3月末現在

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会

地方公共団体金融機構法附則第25条において、設立から約10年後の平成29年度末を目途として業務の在り方全般について検討する旨が規定されていることを踏まえ、地方財政審議会に検討会を設置し、検討を行った。

委員

<地方財政審議会委員>

(会長) 堀場 勇夫 植木 利幸 鎌田 司 中村 玲子 宗田 友子

<特別委員>

小西 砂千夫	関西学院大学教授 (地方財政)	阿部 守一	長野県知事 (全国知事会推薦)
鈴木 豊	青山学院大学名誉教授 (公会計)	富岡 勝則	埼玉県朝霞市長 (全国市長会推薦)
勢一 智子	西南学院大学教授 (行政法・地方自治法)	汐見 明男	京都府井手町長 (全国町村会推薦)
中里 透	上智大学准教授 (財政学)		
沼尾 波子	東洋大学教授 (地方財政)		

○地方公共団体金融機構法 (平成19年法律第64号) (抄)

附 則 (検討)

第25条 政府は、平成29年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 報告書 (概要)

地方公共団体金融機構法附則第25条に基づき、①法律の施行状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、機構の業務の実施状況を検証した結果、以下のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認された。

- 安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること。
- 小規模団体へ資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること。
- 地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- 外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること。



- 今回の検討結果としては、機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- 今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討結果の取扱いについて

1. 総務・財務両大臣覚書(平成29年12月18日)

「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「機構法」という。)附則第25条の規定に基づき平成29年度末を目途として行うこととされている地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)の業務の在り方全般についての検討の結果については、現行制度に係る枠組みを維持することとするものとする。

2. 平成30年度地方債計画(平成29年12月22日公表)

1 通常収支分

(10) 地方公共団体金融機構資金の確保等

- ① 地方公共団体金融機構資金について、地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。

3. 「平成30年度 地方財政計画」(平成30年2月6日 第196回国会(常会)提出)

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳(通常収支分)

(二) 歳入の概要

6 地方債

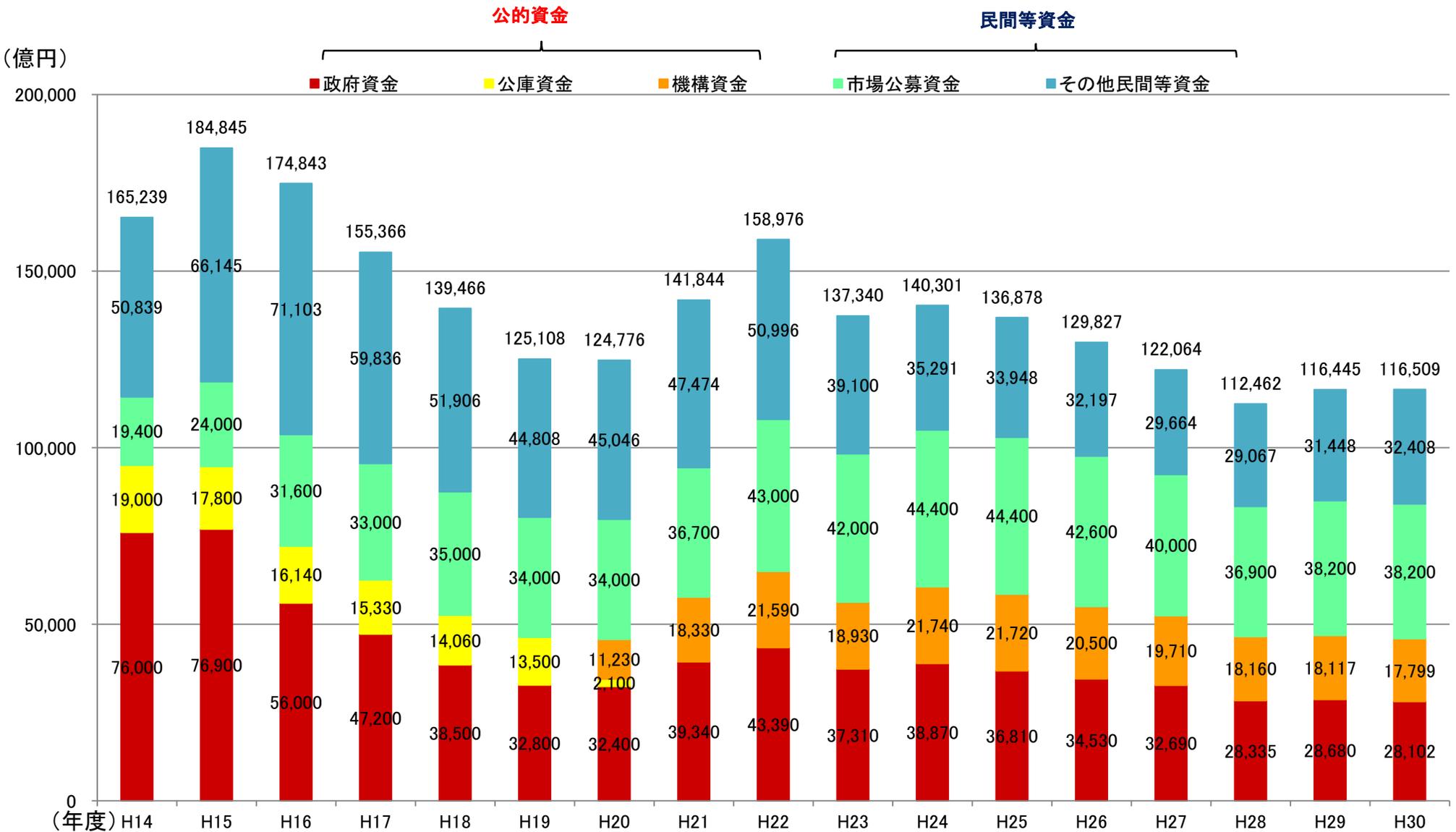
(2) 地方債計画

平成30年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、地方公共団体金融機構資金については、地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)附則第25条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討の結果を踏まえ、現行制度に係る同機構の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。

2 地方債資金について

地方債計画額（当初）の推移（資金別）

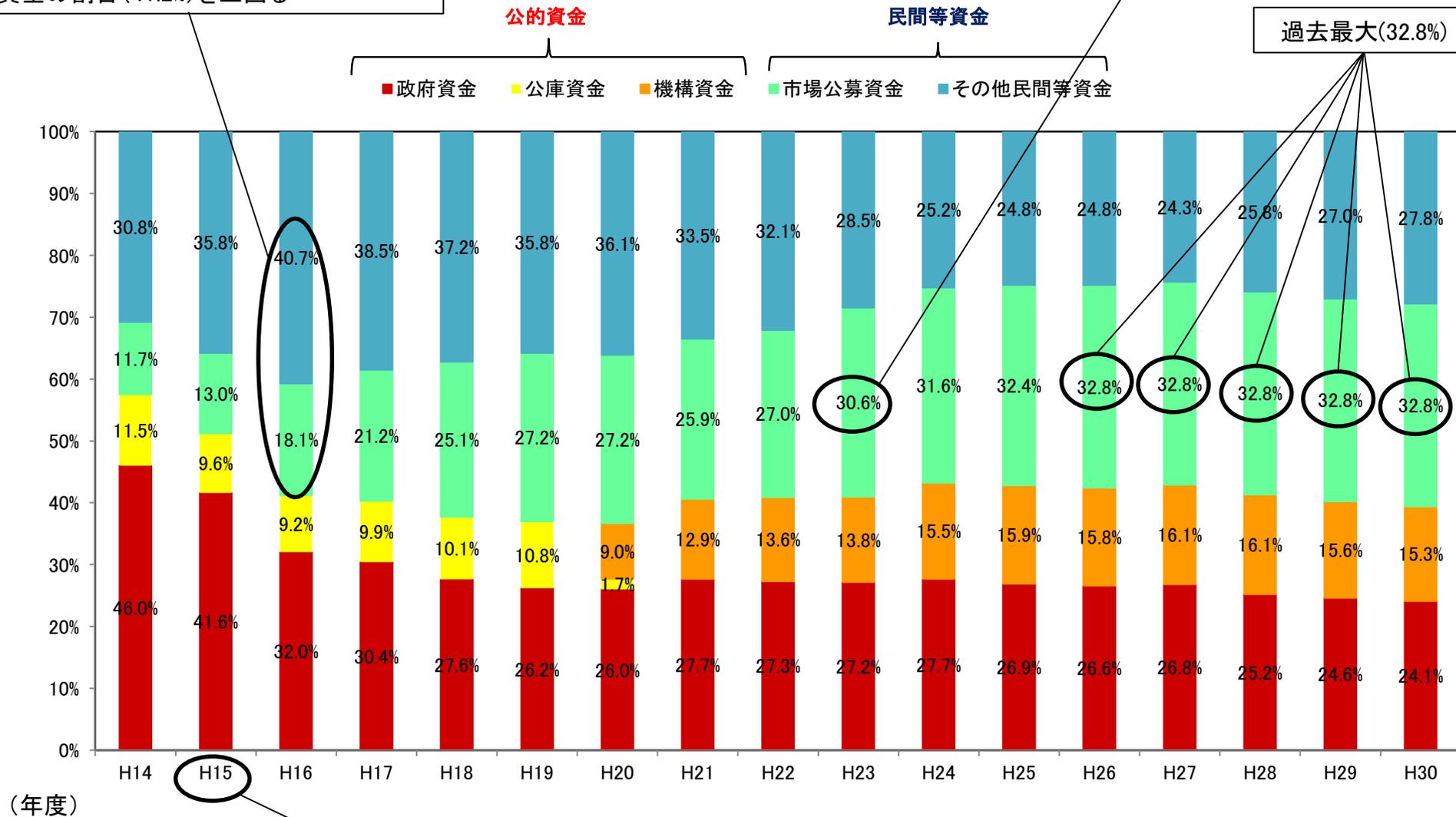


地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移

初めて民間等資金の割合(58.8%)が公的資金の割合(41.2%)を上回る

初めて市場公募資金が最も高い割合を占める(30.6%)

過去最大(32.8%)



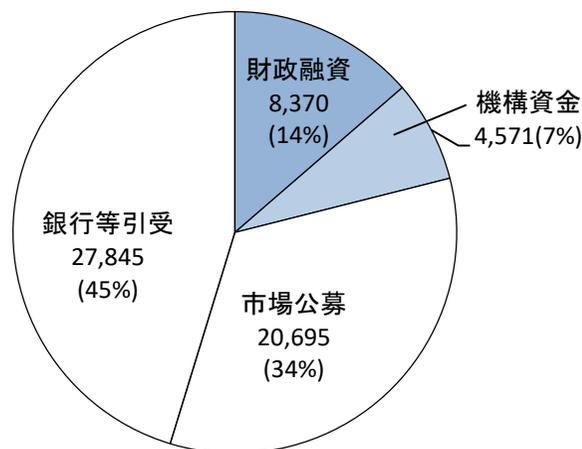
(年度)

共同発行市場公募地方債の発行開始

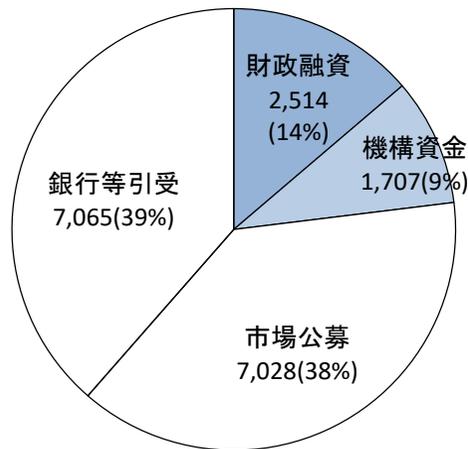
都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成28年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあっては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・市町村・特別区にあっては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなっている。

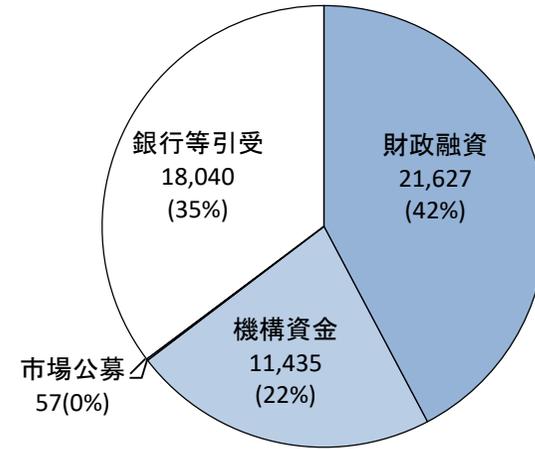
都道府県
(6兆1,481億円)



指定都市
(1兆8,314億円)



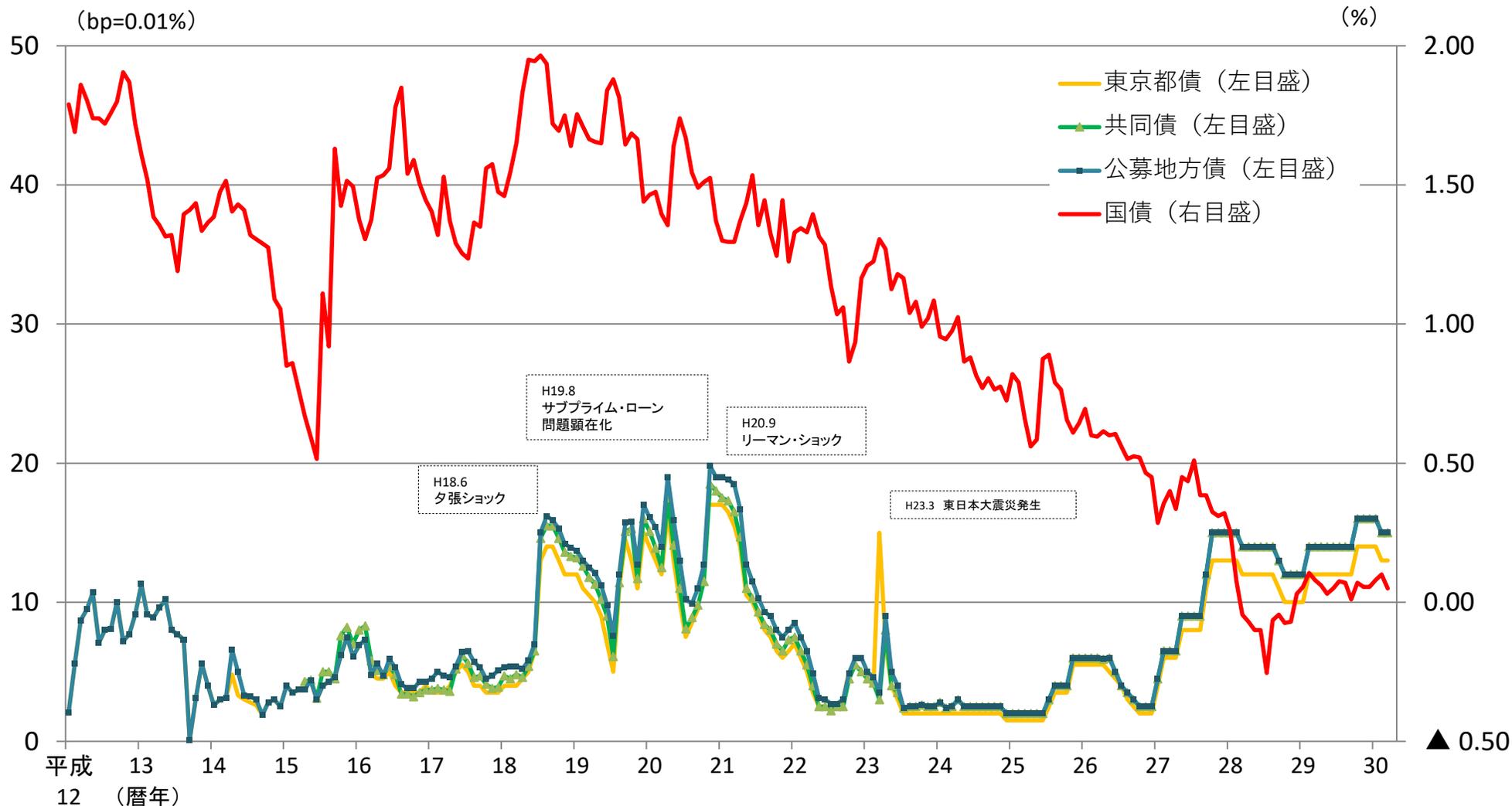
市町村・特別区
(5兆1,159億円)



(単位: 億円)

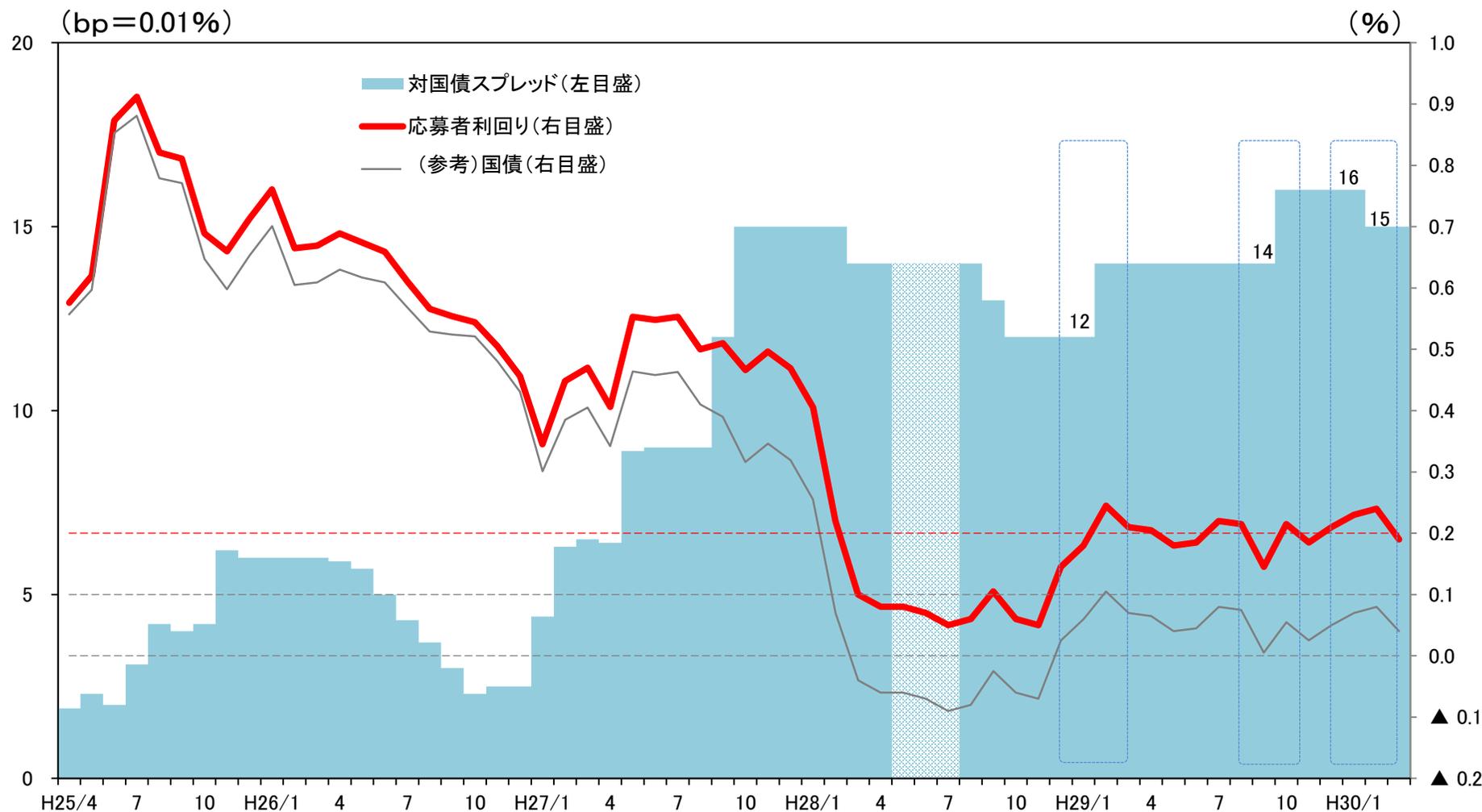
合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
130,954	32,510	17,714	27,780	52,950

10年新発国債利回りと10年地方債の対国債スプレッド推移



- ※ 公募地方債は、平成18年8月までは統一条件交渉方式により決定。平成18年9月以降は、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債スプレッドを算出している。
- ※ 国債利回りの低下に伴い、共同債(平成28年5~7月)・公募地方債(同年4~8月)・東京都債(同年4~8月)は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。
- ※ 近年では日銀による金融緩和を受け、国債利回りが低下。地方債の対国債スプレッドは拡大したが、地方債利回りは低位で推移している状態。

共同発行市場公募地方債の利回りと対国債スプレッドの推移



※ 28/5～7月債における対国債スプレッドは、長期金利の動向次第で、スプレッドプライシングが有効であった場合の仮水準(絶対値によるプライシングとともに、引受会社から聴取したもの)

平成30年度市場公募地方債について

市場公募地方債の発行を引き続き推進する。

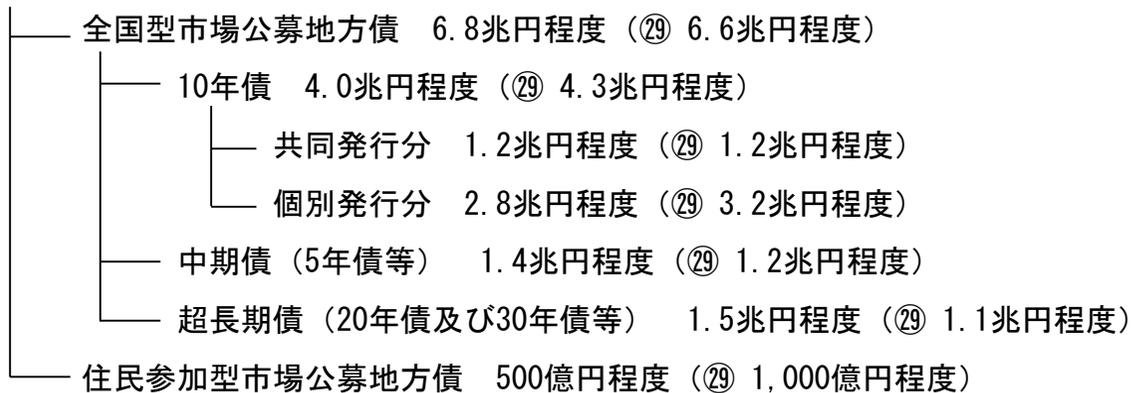
[地方債計画計上額]

市場公募地方債 3兆8,200億円
 (地方債計画総額に占める割合 ㉙ 32.8% → ㉚ 32.8%)

- (1) 全国型市場公募地方債 3兆7,700億円 (㉙ 3兆7,200億円)
- (2) 住民参加型市場公募地方債 500億円 (㉙ 1,000億円)

〈参考1〉平成30年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 6.9兆円程度 (㉙ 6.7兆円程度)



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 平成29年度の数値は平成29年度計画ベースの数値。

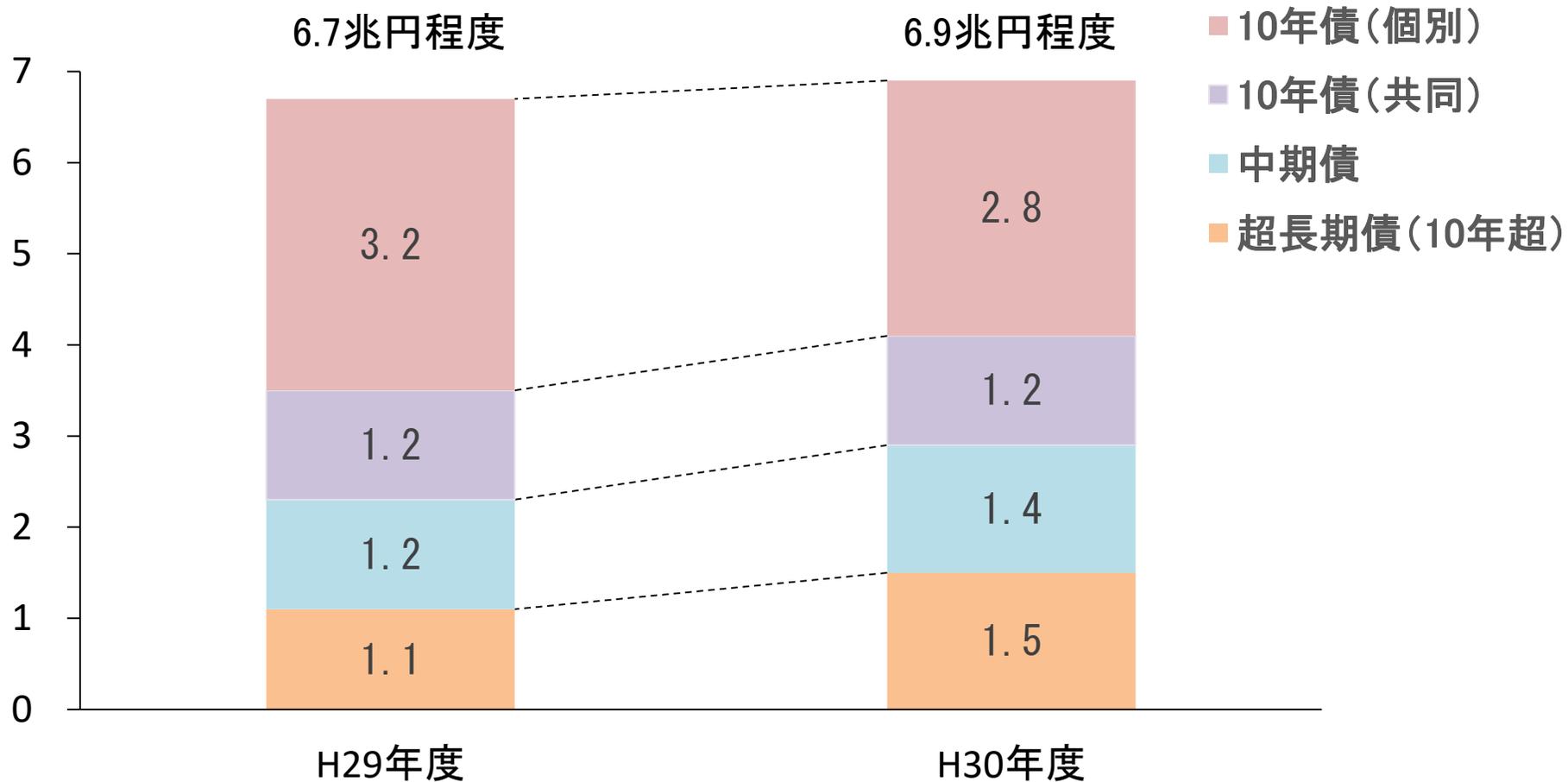
〈参考2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位：兆円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市場公募地方債	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8
地方債計画総額に占める割合	27.0%	30.6%	31.6%	32.4%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%

全国型市場公募地方債計画額（償還年限別）

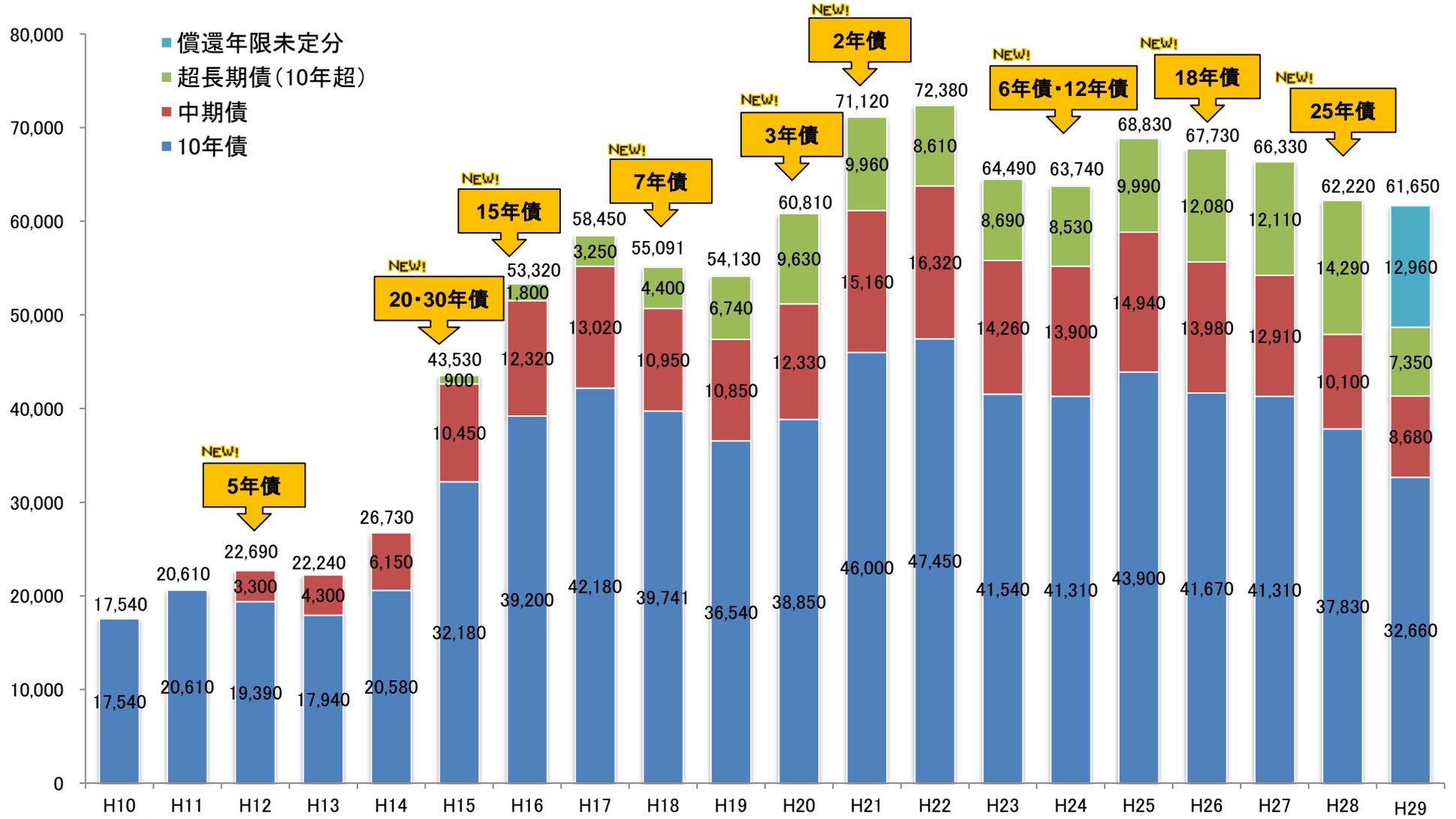
(兆円)



(注) 地方債計画額(当初)による比較であり、発行実績とは異なる。

全国型市場公募債の償還年限別発行額推移

単位：億円



※外債を除く。

※H29年度(予定)の数値は平成29年4月報道発表資料ベースの数値。

出所：地方債協会、総務省

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

地方債のリスク・ウェイト

1. 現行上の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウェイト	(参考)国債のリスク・ウェイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

2 略

※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費** 等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等



地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

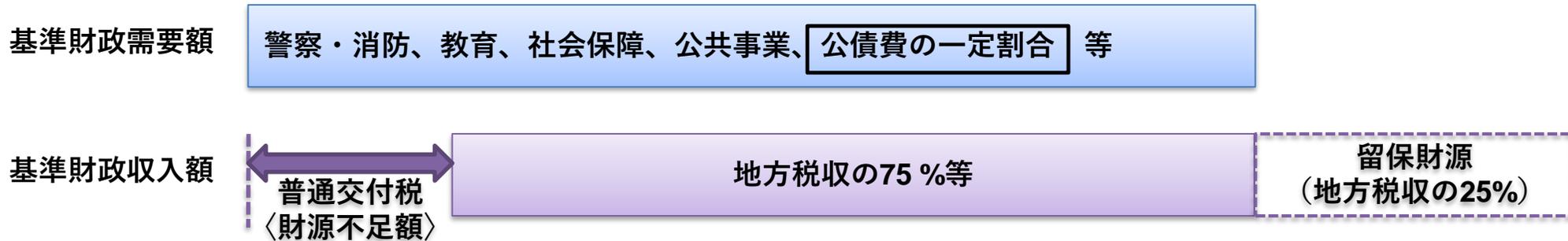
- 一 第1項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
- 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第7項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入
⋮	

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入
⋮	

3 共同発行市場公募地方債について

共同発行市場公募地方債

36の地方団体が共同して発行する債券
(平成15年4月から毎月発行)

平成30年度発行予定:1.2兆円程度
10年満期一括償還

1 連帯債務方式

共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7※に基づき36団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行

※地方財政法第5条の7

証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

2 ファンド(流動性補完措置)

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置

高い流動性と償還確実性

【発行団体(平成30年度)】

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

共同発行市場公募地方債の月別発行額

(億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H15年度	700	720	710	720	700	700	700	700	710	700	710	700	8,470
H16年度	1,030	1,090	1,030	1,030	1,040	1,060	1,010	1,010	1,030	1,020	1,030	1,050	12,430
H17年度	1,080	1,080	1,090	1,100	1,100	1,090	1,090	1,100	1,080	1,090	1,090	1,090	13,080
H18年度	1,110	1,110	1,090	1,110	1,100	1,110	1,110	1,090	1,090	1,100	1,110	1,110	13,240
H19年度	1,000	1,000	1,000	1,040	1,020	1,000	1,000	1,050	1,000	1,000	1,030	1,000	12,140
H20年度	1,050	1,000	1,000	12,060	1,050	1,050	1,000	1,050	1,000	1,050	1,050	1,000	12,300
H21年度	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	13,900
H22年度	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	16,200
H23年度	1,360	1,250	1,250	1,250	1,200	1,250	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,360
H24年度	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400	15,150
H25年度	1,300	1,300	1,250	1,250	1,260	1,250	1,250	1,250	1,250	1,260	1,250	1,300	15,170
H26年度	1,300	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240	1,170	1,170	1,170	1,240	1,240	1,250	14,740
H27年度	1,300	1,310	1,170	1,190	1,170	1,180	1,110	1,100	1,110	1,190	1,200	1,180	14,210
H28年度	1,100	1,090	1,010	1,040	1,000	1,000	900	900	910	1,010	1,040	1,040	12,040
H29年度	1,090	1,120	1,020	1,020	1,010	1,030	860	870	860	1,020	1,080	1,080	12,060
H30年度 (予定)	1,130	1,140	1,000	1,000	1,040	1,060	820	800	820	1,100	1,090	1,070	12,070